○海部地区水防事務組合職員の勤務時間、休日及 び休暇に関する条例

昭和 48 年 6 月 6 日 条例第 5 号

改正 平成8年11月29日条例第4号 平成22年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、愛西市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例(平成17年愛西市条例第36号)の例によるものとする。

(その他)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年11月29日条例第4号)

この条例は、平成8年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月15日条例第1号)

この条例は、平成22年3月22日から施行する。